

運用一〇七—〇〇
(2007年版)

労災保険付保手続方法



オフィスキャロット 編

平成 25 年 5 月 1 日

1. 労災保険付保手続

元請・下請・工事の種類（新設・改修・増設）を問わず、単独有期事業として工事着手前に付保の必要性があるか、調査し、必要がある場合には「有期工事労災保険概算・確定申告付保依頼書」（様式3）に必要事項を記入し、職制部課長の照査を受け、担当部署に提出する。

以後担当部署にて「労働災害保険関係成立届」「労働保険概算保険料申告書」を作成し、労働基準監督署長又は労働局長に提出し、（写）を工事事務所宛てに送る。

その他、一括有期事業については月次処理時に「有期事業一覧表」を職制の照査を受け、確定し、担当部署に提出する。同様に、担当部署にて「一括有期事業開始届」を作成し、労働基準監督署長に提出する。

2. 建設業にかかわる労災保険

建設業における労災保険には、

労災保険 ----- (1)有期事業
(2)継続事業 が有り、建設業では、主に、次の2種類となる。

(1) 単独有期事業

- ① 元請工事で、税込請負金額が 19,000 万円以上で一定の予定期間内に事業の目的を達成し、終了する
- ② 元請工事で、税込請負金額 19,000 万円未満の別表 1 以外の都道府県の事業。
- ③ 下請工事で、税込請負金額が 19,000 万円以上で元請負人からの要請により 8 条申請（「下請人を事業主とする認可申請書」）をする場合で、所轄の労働局長が承認した事業。

注① 申請書は元請人、下請負人連名で提出する。

注② 8 条申請は原則として元請人の工事着工の日から 10 日以内となっているので、要請を受けた時点で、確認を取る

(2) 一括有期事業

元請工事で小規模（税込請負金額 19,000 万円未満）の建設工事現場や立木伐採事業を行うような場合、事業ごとに保険関係の手続きをすることは、煩雑なのでこれらの事業が一定の要件を具備する場合には、それらを一括して一つの継続事業として取り扱う。

3. 請負金額が“着工時”に未定の工事及びサービス工事の労災付保の取扱い

(1) 請負金額が着工時未定の場合

元請工事で工事着工時に請負金額が未定であるが、最終的に税込請負金額が 19,000 万円以上になると予想される場合には、「有期工事労災保険概算・確定申告付保依頼書」（様式3）を職制の照査を受け、担当部署に提出する。

(2) サービス工事の場合

- ① 着工から完了（竣工引渡し）までの工期が 2 週間を超えるものについては、職制を経由し、「有期工事労災保険概算・確定申告付保依頼書」（様式3）を担当部署に提出する。

- ② 竣工後 1 年を超えた手直し工事についても①に準ずる。

備考：「工期 2 週間」とは、竣工引渡し連続して 2 週間作業する場合の他、
下記の場合も含まれる。



4. 一般保険料の算出方法（賃金総額の特例による場合）

正確に算定することが困難な場合があるので、次のような特例が認められている。

（建設業の場合） **請負金額 × 労務費率 × 労災保険料率 = 一般保険料**

ここでいう「請負金額」とは、いわゆる請負金額そのものではなく、

次のようにして、算出した額をいう。

- ① 事業主が注文者などから、その事業に使用する工事用の資材などを支給されたり、又は機械器具等を貸与された場合は、支給された物の価格相当額または機械器具などの損料相当額が請負代金に加算される。ただし、厚生労働大臣がその事業の種類ごとに定めた、次の「工事用物」の価格は請負代金の額に加算しない。
- ② 請負代金の額に①の「工事用物」の価格が含まれる場合には、請負代金の額からそれらの「工事用物」の価格を差し引く。

（工事用物に関する告示）

事業の種類 の分類	事業の種類	当該価額に相当する額を 請負代金の額に加算しない物
建設事業	機械装置の組立て又は すえ付けの事業	機械装置

5. 労災保険料（平成21年4月1日より、適用）

事業の種類	35 建築事業	38 既設建築物 設備工事業	36 機械装置の組立又は 据え付けの事業	37 その他の 建設事業
労務費率	21%	22%	40%	24%
保険料率	13/1000	14/1000	9/1000	19/1000
一般拠出金	労務費×0.05/1000（※）			

※ 確定申告時に算出（予算確保が必要）

6. 留意事項

次のような場合には給付制限（事業主より費用の徴収）が行われるので確認する。

- ① 労災保険料を納付していない期間中の災害。
- ② 労働基準監督署のパトロールで法違反があり、是正指示が発せられ、この是正が行わない間の災害。
- ③ 発生した災害に関して事業者に重大な法違反があると認められた場合。

別表第1 (第6条、第16条関係) —— 抜粋
労災保険率表

事業の種類の分類	事業の種類
林業	林業
漁業	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)
	定置網漁業又は海面魚類養殖業
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。) 又は石炭鉱業
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業
	原油又は天然ガス鉱業
	採石業
	その他の鉱業
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業
	道路新設事業
	舗装工事業
	鉄道又は軌道新設事業
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)
	既設建築物設備工事業
	機械装置の組立て又は据付けの事業
	その他の建設事業
製造業	食料品製造業(たばこ等製造業を除く。)
	たばこ等製造業
	繊維工業又は繊維製品製造業
	木材又は木製品製造業
	パルプ又は紙製造業
	印刷又は製本業
	化学工業
	ガラス又はセメント製造業
	コンクリート製造業
	陶磁器製品製造業
	その他の窯業又は土石製品製造業

	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）
	非鉄金属精錬業
	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）
	鋳物業
	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）
	めつき業
	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）
	電気機械器具製造業
	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）
	船舶製造又は修理業
	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業
	その他の製造業
運輸業	交通運輸事業
	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）
	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）
	港湾荷役業
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業
	清掃、火葬又はと畜の事業
	ビルメンテナンス業
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業
	通信業、放送業、新聞業又は出版業
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業
	金融業、保険業又は不動産業
	その他の各種事業

労災保険の手続きについて

